



★PISCATOR…漁をする人

今、憲法を考える会

発行人 星山京子

連絡先 169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18

キリスト教事業所連帯合同労働組合 気付

TEL&FAX 03-3207-1273

E-Mail piscatornews@yahoo.co.jp

ブログ <https://blogs.yahoo.co.jp/piscator>

news 00150-3-607511

あーあー,おら,もっと おっさくなりてえなあ

市民立法「チェルノブイリ法日本版」条例への挑戦

83
年・
経
つ
か
た
ら

■福島集団疎開裁判の敗北をこえて

個人的な体験——無神論者だった私は、3・11で初めてユダヤ教徒になってもいいと思った。人権も憲法もない古代国家の圧制のもとで、思い切り逡巡しながらも、圧制に抵抗して避難（出エジプト）を説き、実行に移したモーセ、「暗い見通しの中で希望を語る」預言者エレミヤたちの話に衝撃を受けたからだ。福島原発事故は自分がたとえこのあと龜のように数百年生き長らえたとしても決して体験できない異常な事態であり（今なおその渦中にある）、この異常事態に向き合うとはどういうことか、それを最もリアルに伝えてくれたのがモーセたちだからだ。モーセの末裔のチョムスキーも、福島の子どもたちの「出福島」をめざす福島集団疎開裁判に対し2012年1月、次のメッセージを寄せた。

《社会が道徳的に健全であるかどうかをはかる基準として、社会の最も弱い立場の人たちのことを社会がどう取り扱うかという基準に勝るものではなく、許し難い行為の犠牲者となっている子どもたち以上に傷つきやすい存在、大切な存在はありません。日本にとって、そして世界中の私たち全員にとって、この法廷は失敗が許されない試練なのです。》

だが「出福島」をめざすこの裁判は、1審は100mSvを理由に敗北、2審は登頂寸前で登頂できなかった。裁判所は「福島の子どもは危ない。避難するしか手段はない」と認定しながら「子どもは危ないと思うなら自分で逃げればよい。避難の自由は妨害されていない」と国側の責任を否定した。思い切り新自由主義の人権無視判決に衝撃を受けた海外のマ

スコミは一斉に報道し、（日本人を除く）世界中の市民がこのトンデモ判決を知った。

自主避難者の言葉——この敗北の経験で打ちのめされたのは私だけではなかった。或る自主避難者の人はこう言った、3・11以来、百戦百敗、ずっと負け続けてきた、と。彼の言葉は彼個人だけでなく、3・11以来の私たちの現状を言い当てているように思えた。では、なぜ負け続けているのか。その訳は私たちは3・11で未曾有の経験をしたのに依然従前の見方、発想しかできず、3・11以後の現実=「見えない異常な時代」と向かい合うことも追いつくこともできないからではないか。

■全てがあべこべの廃墟の世界の出現

福島原発事故が明るみにしたもの——それは、本来、子どもの命・人権を守るはずの文科省や医学者が20mSv通知や「放射線の影響はニコニコ笑ってる人に来ません。クヨクヨしてる人に来ます」発言で

「日本最大の児童虐待・最悪のいじめ」の張本人となり、加害責任を負う政府が救済者のつらをして、命の「復興」には口を閉ざし、経済の「復興」に迷走し、その結果、汚染地の被害者は「助けてくれ」という声すらあげられず、経済的「復興」の妨害者として迫害され、要するに密猟者が狩場の番人を、盗人が警察官を演じる。狂気が正気の振りをし、正気が狂気扱いされている。3・11ショックのどさくさ紛れの中で、「全てがあべこべ」という前代未聞の「見えない廃墟」の世界が出現したことにある。

なぜなら、原発事故は二度発生する。一度目は

「自然と人間の関係」の中で、原子力発電所の中で、天災などの偶然の要素と科学技術の未熟さ、見込み違いにより発生する。だが一度で終わらない。さらに二度目が発生する。今度は「人間と人間の関係」の中で、原発を支配管理する人間によって、管理を委ねている我々市民に対して、「事故は小さい。健康に直ちに影響もない。心配は要らない」と確固たる信念と世論操作に基づいて発生する。しかも1度目が過酷を極めるだけに、2度目の事故も未曾有の熾烈を極める。だから、二度目の原発事故はもはや事故ではない。それは人間が引き起こす事件であり、政变であり、ズカッと言えば犯罪と呼ぶほかない。それが3・11事件である。それは悪夢のように耐えがたい出来事である。

■ボーッと生きてんじゃねえよ！

本当の問題——しかし、本当の問題はその先に、つまり私たち市民の側にある。私たちはこの悪夢の出来事を前に「うそ！」「夢でしょ！」と今なお茫然自失のショック状態の中にいる。そのためこの現実と対決できず、引きこもりか、さもなくばオリンピックのお祭り騒ぎの現実逃避の中にいる。

私たちは放射能を忘れたがっている。しかし、放射能は忘れさせてくれない。放射能のいつも変わらぬ無言のシグナルは——ユルユルと、ボケっと生きてんじゃねえよ！ 事実、放射能のこの訓えに最も忠実なのが、放射能に勝てないことを百も承知している原発の支配管理者である。外向けに「健康に直ちに影響はない」と言う彼らも自分の家族、子弟は真っ先に避難させている。

私たちは放射能を忘れたがっている。しかし、私たちの子ども、孫、まだ見ぬ未来の子孫はそうは思っていない。彼らは生きたいと願っている。放射能を忘れては生きていけないことも分かっている。この世にこの願い以上に貴いものがあるだろうか。そのとき、私たちに残されたことは、勇気をふるってこの現実逃避から抜け出すことしかない。そのためには、目の前の悪夢のような「あべこべの世界」はなぜもたらされたのか、まずそれを問う必要がある。ナオミ・クラインの『ショック・ドクトリン』——これは「あべこべの世界」を解くメガネの1つである。『ショック・ドクトリン』の原理は「危機のみが眞の変革をもたらす」、ひとたび危機が発生し人々が茫然自失の間に一気呵成に「変革」を強行することが肝心、この間に断固とした行動を取る機会を逸すれば、変革のチャンスは二度とやってこないと肝

に銘じている。だから、3・11後、一方で、原発事故直後のどさくさ紛れに福島県のみ学校安全基準20倍引き上げを強行し、ミスター100mSvの異名を持つ山下俊一発言と彼の設計による欺瞞的な福島県民健康調査を実施し、被害者の救済を原発周辺の住民だけに限定し、それ以外には徹底した自己責任（新自由主義）の押し付け、他方で、秘密保護法の成立、集団的自衛権の行使容認の閣議決定、安保連法の成立、共謀罪の成立と戦争に突き進む、憲法違反を承知で強引な政治改革の実現——それは3・11前には考えられなかった、火事場泥棒の法的クーデタと呼ぶほかない異常事態。3・11後の日本は国中が原発事故に翻弄された国難などではなくて、「ピンチはチャンス」の通り、原発事故という危機をここぞとばかりに、私たちが茫然自失のショック状態の間に、一気呵成に、原発事故前には不可能だった政治改悪を実現した千載一遇のチャンスだった。これは「福島の犯罪」と呼ぶほかない。

では、3・11後の日本の「あべこべの世界」を認識したあとに私たちに残されていることは何か。それは次のことしかないのでないだろうか——全てがあべこべの「見えない廃墟」という未曾有の異常事態をただし、正常に戻すこと、言い換えれば、開き直って経済復興とお祭り騒ぎの異常事態を突き進むこの国を正気に戻すこと、放射能災害において「命こそ宝」という大原則を取り戻すこと。

■NOでは足りない、YESを創り出そう

3・11後の私たちに残されていること——それは単にNO（「再稼動反対」「支援を打ち切るな」）と言うのでは足りない、「福島の犯罪」をただし、積極的にYESを言う必要が、放射能の危険にさらされた命の救済を具体化する必要がある。その最初の一歩が、原子力災害から私たちの命・健康・暮らしを守る世界最初の人権宣言である旧ソ連の Chernobyl 法、その日本版を制定することである。

だが、日本社会が持つ最悪の要素の全てが露呈した3・11以後の「全てがあべこべ」の暗黒時代にそれは可能だろうか。可能である。なぜなら、3・11以後に出現した「あべこべ」は生半可でなく、悪のあべこべだけでなく、政治を一握りの職業的専門家に任せた「お任せ民主主義」から、アマチュアの市民が自ら統治する市民主導の参加型民主主義に交代する「もう1つのあべこべ」をも生み出したから。それが市民主導で法律を作る「市民立法」の可能性である。

もっとも、或る人には Chernobyl 法は奇跡に見えるかもしれない。その通り、これは奇跡である、ただし「世界の中に奇跡があるのではない。この世界があることが奇跡だ」という意味で。無生物の世界の中から生命の世界の誕生、共同体の自己愛の宗教の中から他者愛を説く普遍宗教の誕生、人権抑圧の法の世界の中から人権尊重の世界の誕生、市民立法の誕生。それと同様、全体主義国家の中から Chernobyl 法も出現した。ここには「もう1つのあべこべ」を生み出した「希望の扉」がある。

もっとも、或る人はこう言うかもしれない「それはあくまでもよその国の話。この日本で出来っこない」と。確かに日本史はそう見えるかもしれない。しかし、未来は変えられるだけでなく、過去も変えられる。実は私たちには公式の日本史に載らない、以下の、栄光の「市民立法」の過去があるからだ。

戦後だけでも、1954年杉並から始まった水爆禁止署名運動、64年三島・沼津の「石油コンビナート反対」運動、69年歴史的な東京都公害防止条例制定の運動、95年霞ヶ浦再生のアサザ・プロジェクト、99年各地の条例制定の積み上げから実現した情報公開法、いずれも市民主導の立法だ。これらの「希望の扉」の全てを叩き、開いて、市民主導で法律を作る市民立法「Chernobyl 法日本版」を実現し、あべこべをただす——それが3・11以後の私たちに残されていることである。

■どんな取り組みも最初は一人から始まる

次は我々の番だ——偉大などんな取り組みも最初は一人の声、一人のアクションから始まる。Chernobyl 法日本版の始まり、それも2017年5月、一人のお母さんの次の呼びかけから始まった。「Chernobyl 法日本版の条例制定と一緒にやりませんか」。その呼びかけに賛同、共鳴した市民が集まり、2018年3月、『市民が育てる「Chernobyl 法

安倍政権は、モリカケに続く統計不正問題を居直り、沖縄への新基地建設を強行し、「復興五輪」を掲げて福島原発事故を終わったことにして被災者を切り捨てようとしています。

今年は4月に統一地方選、7月に 参院選が予定されています。安倍首相は、改憲のためにも勝たねばならないと党大会でアピールしましたが、いまこそ、安倍政権の暴走に終止符をうつときです。

「ピスカートル」はささやかな通信ですが、マ

日本版」の会』が結成された。

昔、秋田に住んでいた八郎という山男の物語絵本「八郎」（斎藤隆介作・滝平二郎絵）に次のような一節がある。

——八郎は、かしの木ほどもある大男。なのに、彼の口癖は、あーあー、おら、もっと おっしゃりてえなあー、おっしゃりてえなあー

でも、なぜ自分が 大きくなりたいと思うのかわからなかった。しかし、とうとうその時が訪れた。或る時、泣いている子どもと出会い、その子どもとの経験を通じ、自分の心の秘密を知ったからだ。そのとき、彼はこう叫んだ。

わかったあ！ おらが、なして今まで、おっしゃりてえなあー、おっしゃりてえなあー

私たちもまた、八郎のように「なして、おっしゃりたかったか、わかった！」と確信を抱いて叫び続けたい。あーあー、おら、もっと おっしゃりてえなあー、おっしゃりてえなあー

柳原敏夫(市民が育てる「Chernobyl 法

日本版」の会共同代表・弁護士) <2019.2.11>

なお連絡先は、TEL：090-8494-3856(岡田)

メール：chernobyl.law.injapan@gmail.com

★Chernobyl 法とは (編集部注)

1986年のChernobyl原発事故の後、ペレストロイカ下の旧ソ連では、被曝者とその生活を守るために広範な運動が起きた。その中心を担ったのが、リクビダートルと呼ばれた原発事故収束作業者を先頭とする Chernobyl 同盟で、91年にロシア、ウクライナ、ベラルーシで Chernobyl 法が制定された。ここでは国際標準の年間 1 mSv を超える地域が汚染地域とされ、住民には「移住権」と「居住権」が認められ、国の責任によるさまざまな補償が定められた。詳しくは、『新版 3・11 と Chernobyl 法』(尾松亮)などを参照のこと。

スコミに載らないさまざまな声を載せ、つながりあい、流れを変えるための一助となりたいと思います。可能な範囲で印刷代・発送代のご支援をお願いしたいと思います。また、紙面へのご意見や投稿などもお待ちしています。

カンパの送付先は郵便振替「00150-3-6075
11 今、憲法を考える会」です。よろしくお願いいたします。

2019年2月 今、憲法を考える会